

県から市へ権限移譲

10月からパスポート申請窓口が  
本庁市民課窓口になります

大仙市ではこれまで市民に一番身近な公共機関として、住民サービスの向上につながるよう、秋田県の一部窓口業務の移譲を積極的に受け入れてきました。これにより多くの窓口業務が県から市に移っています。今年度から、県から大仙市に窓口業務が移譲されるもの、これまでに移譲され窓口業務を行っているものを紹介します。

権限移譲による窓口業務 (左から業務・業務内容・担当課)

福祉分野

母子福祉資金および寡婦福祉資金の貸し付け決定のための調査	申請書の受理、書類の進達、借用証書の送付	児童家庭課 ☎ 0187-63-1111 内線 150
------------------------------	----------------------	-----------------------------------

衛生分野

墓地等の経営の許可	経営・変更・廃止の許可、都市計画事業等による新設の届け出、工事完了の届け出	環境課 ☎ 0187-63-1111 内線 277
興行場の経営の許可	経営の許可、変更・承継・廃止の届け出	
公衆浴場の経営の許可	経営の許可、変更・承継・廃止の届け出	
クリーニング所開設の届け出の受理	開設・変更・承継・廃止の届け出	
理容所開設の届け出の受理	開設・変更・承継・廃止の届け出	
美容所開設の届け出の受理	開設・変更・承継・廃止の届け出	
畜舎および家きん舎における動物の飼養等の許可	飼養等の許可、動物の種類等の届け出、変更・廃止の届け出	上水道課 ☎ 0187-63-1111 内線 125
専用水道布設工事の設計の確認	設置工事申請（新設）、設置届（増設等により当該水道に該当することになったとき）、変更・廃止届、技術管理者設置等届、水質検査の実施届、業務委託等届	
簡易専用水道の改善の指示	設置・変更・廃止届	
小規模水道事業の経営の認可	認可申請、給水開始届、変更・中止・廃止の届け出、水質検査実施届	

商工業分野

大規模小売店舗の立地法に関する届け出の受理	新設・変更・廃止・承継の届け出	商業労政課 ☎ 0187-63-1111 内線 252
工場立地法に関する特定工場の届け出の受理	新設・変更・承継・廃止の届け出	企業対策室 ☎ 0187-63-1111 内線 258
採石業者の登録	登録の申請、変更・承継・廃止の届け出	
岩石の採取計画の認可	認可・変更認可の申請、変更・休止・廃止の届け出	

まちづくり分野

沿道・沿線地域等における行為の届け出の受理	秋田県の景観を守る条例第8条行為（変更）届け出	都市計画課 ☎ 0187-66-4908
土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可	土地区画整合法第76条に基づく許可申請	
都市計画区域内における路外駐車場の設置等の届け出の受理	駐車場法第12条に基づく届け出（設置・変更・廃止）、路外駐車場管理規定の届け出（変更）	
特定路外駐車場の設置等の届け出の受理	バリアフリー新法第12条に基づく（設置・変更）の届け出	
都市計画区域内における開発行為の許可	都市計画法第29条許可申請、工事完了検査および検査済証の交付、工事完了公告の告示	
都市計画施設の区域内における建築物の建築の許可	都市計画法第53条に基づく許可申請	
都市計画区域内の土地の譲渡等に係る届け出の受理	公有地の拡大の推進に関する法律第4条に基づく届け出	
土地に関する権利の移転および設定後における利用目的等の届け出の受理	土地売買等の届け出、「土地月間」時に土地取引届出制度の概要を告知（例年10月）	

ワンストップ化で  
パスポート取得が便利に

県からの権限移譲により10月1日から本庁市民課でパスポートの申請・交付を行います。これまでは市役所で戸籍を受け取ってから県の機関で申請を行っていたものが、本庁の市民課でまとめて行うことができます。

なお、県庁窓口・地域振興局での手続きはできなくなりますので、ご注意ください。

**対象**／大仙市に住居登録をしている方（本籍地が市外にある方は本籍地で戸籍を取得後、申請）

**業務内容**／申請受理・交付、訂正申請受理・交付、査証欄の増補申請受理交付、紛失等の届け出受理  
**担当課**／本庁市民課 ☎ 0187-63-1111 内線 130

4月から市で  
窓口業務を行っているもの

**【骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対する療育の給付の決定】**

**業務内容**／申請の受理・審査、給付の決定、療育券の発行、継続・変更の承認  
**担当課**／児童家庭課 ☎ 0187-63-1111 内線 129

**【生活関連施設に対するバリアフリー適合証の交付】**

**業務内容**／適合証の交付、新築等協議、工事完了の届け出および完了検査  
**担当課**／建築住宅課 ☎ 0187-63-4909